

○葉山町狭あい道路拡幅整備要綱

令和8年4月1日

葉山町要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築主等の協力のもと、狭あい道路の拡幅整備を行うために必要な事項を定め、地域の生活環境の向上を図り、もって安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した幅員が4メートル未満の町道又は町長がこれと同等と認める道路をいう。
- (2) 建築行為等 法に基づく建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又は工作物を築造する行為をいう。
- (3) 建築主等 狭あい道路に接する土地において建築行為等をしようとする者及び当該土地の所有者をいう。
- (4) 道路後退線 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線をいう。ただし、当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道路の側の境界線及びその境界線から道路の側に水平距離4メートルの線をいう。
- (5) 道路後退用地 狭あい道路の境界線から道路後退線間の土地をいう。
- (6) すみ切り用地 葉山町まちづくり条例施行規則(平成15年葉山町規則第7号)第27条第1項第2号ケに規定するすみ切りをいう。
- (7) 支障物件 道路後退用地及びすみ切り用地に存する擁壁、門、塀、立木、生垣及びこれらに類するものをいう。

(適用対象)

第3条 この要綱は、建築主等が狭あい道路に接する土地に建築行為等を行う場合で、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第88条第1項に規定する確認申請が必要な場合における道路後退用地及びすみ切り用地に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 葉山町まちづくり条例(平成14年葉山町条例第17号)第16条第1項の規定により協議が必要な開発事業
- (2) 国、地方公共団体又は公団等が行う事業
- (3) 狭あい道路より道路後退用地の地盤面が低く、段差が生じている土地。ただし、建築主等が、町長が指定する施工方法及び期日までに、当該段差を解消した場合はこの限りでない。

(4) 階段状道路に接する土地及び階段状道路によってのみ、他の道路に接続することのできる道路に接する土地

(事前協議)

第4条 建築主等は、前条に規定する建築行為等を行うときは、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第88条第1項に規定する確認申請を行う前に、狭あい道路拡幅整備協議申請書(第1号様式)を町長に提出し、道路後退用地の取扱い等について協議するものとする。

2 町長は、前項に規定する協議申請書の提出があったときは、その内容について協議し、狭あい道路拡幅整備協議結果通知書(第2号様式)により、建築主等に協議の結果を通知する。

(協議内容の変更)

第5条 建築主等は、第4条第1項の規定による協議が終了した後、その内容を変更しようとするときは、速やかに狭あい道路拡幅整備変更協議申請書(第3号様式)を町長に提出し、変更協議を行うものとする。

2 町長は、前項に規定する変更協議申請書の提出があったときは、その内容について協議し、狭あい道路拡幅整備変更協議結果通知書(第4号様式)により、建築主等に協議の結果を通知する。

(道路後退用地等の寄附)

第6条 土地所有者は、第4条第2項に規定する事前協議の結果に基づき、道路後退用地及びすみ切り用地(以下「道路後退用地等」という。)を町に寄附するときは、道路後退用地等寄附申出書(第5号様式)を町長に提出するものとする。

2 土地所有者は、前項に規定する寄附申出書を提出する日までに、当該道路後退用地等に接する道路の境界を確定させるとともに、当該道路後退用地等に抵当権、地上権その他これらに類する所有権以外の権利が設定されているときは、これらの権利を消滅させるものとする。

(道路後退用地等の無償使用)

第7条 土地所有者は、第4条第2項に規定する事前協議の結果に基づき、道路後退用地等を町が無償使用することに承諾するときは、道路後退用地等無償使用承諾書兼誓約書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 土地所有者は、当該道路後退用地等に抵当権、地上権その他これらに類する所有権以外の権利が設定されているときは、これら関係権利者から前項に規定する道路後退用地等無償使用承諾書兼誓約書の提出について、同意書(第7号様式)により同意を得るものとする。

3 土地所有者は、当該道路後退用地等の所有権(所有権以外の権利が設定されているときは、それらの権利を含む。)に移転が生じるときは、道路後退用地等の権利に関する変更届(第8号様式)により、速やかに町長にその旨を届け出るものとする。

(支障物件の撤去及び移設等)

第8条 建築主等は、前条に規定する寄附又は無償使用させる道路後退用地等において、支障物件の撤去及び移設等に係る工事(以下「支障物件撤去等工事」という。)が必要な場合には、速やかに当該工事を行わなければならない。

2 建築主等は、前項に規定する支障物件撤去等工事を完了したときは、寄附に係る撤去等工事は、葉山町狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱第8条に規定する狭あい道路拡幅整備補助

対象工事完了実績報告書（様式第5号）により、無償使用に係る支障物件撤去等工事は、支障物件撤去等工事完了届（第9号様式）により、速やかに町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する報告又は届出があったときは、工事完了検査を行わなければならない。

4 町長は、前項の検査の結果、工事内容に不備があると認めるときは、建築主等に対し、当該箇所を是正するよう指導するものとする。

（撤去等工事費の補助）

第9条 町長は、第6条第1項の規定により道路後退用地等の寄附の申出を受ける場合であつて、本申出後に行う支障物件撤去等工事に対し、補助する必要があると認めるときは、予算の範囲内において、別に定める基準に基づき、当該工事に要する費用の一部を補助することができるものとする。

（測量及び登記手続）

第10条 町長は、第6条第1項の規定により道路後退用地等の寄附を受ける場合は、当該用地に係る測量、境界標の埋設及び登記手続等を行うものとする。ただし、建築主等が自ら行う場合については、この限りではない。

2 建築主等は、前項に規定する測量及び登記手続等に必要な書類を、町長の指示に従いが提供しなければならない。

（道路後退用地等の整備）

第11条 町長は、第6条及び第7条の規定により寄附又は無償使用の承諾を得た道路後退用地等で、整備により車両等の通行が可能な個所については、周辺の路面状況に応じて整備するものとする。ただし、建築主等が自ら行う場合については、この限りではない。

（道路後退用地等の管理）

第12条 町長は、前条の規定により整備された道路後退用地等を管理するものとする。

（準用）

第13条 この要綱は、次の各号に掲げるもののうち、町長が適当と認めたものについて準用する。

（1） 法第42条第2項の規定に準じて、建築主等が自主的に行う道路後退用地

（2） その他町長が特に必要と認めたもの

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。